

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第94号

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(以下「請求者」という。)」を削り、「自転車等返還請求書兼受領書」を「自己の氏名及び住所を記載した書類」に、「本人であること」を「当該氏名及び住所」に改め、同条第2項を削る。

第5条第2項中「自転車等売却代金返還請求書」を「自己の氏名及び住所を記載した書類」に、「本人であること」を「当該氏名及び住所」に改める。

第6条第1項第1号中「2,300円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「4,600円」を「5,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第12条表以外の部分中「,請求書,受領書」を削り、同条の表自転車等返還請求書兼受領書の項及び自転車等売却代金返還請求書の項を削り、同表自転車駐車場設置届の項中「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同表自転車駐車場等変更届の項中「第7号様式」を「第5号様式」に改め、同表自転車駐車場設置義務者地位承継届の項中「第8号様式」を「第6号様式」に改め、同表身分証明書の項中「第9号様式」を「第7号様式」に改める。

第3号様式1中「2,300円」を「3,500円」に、「本人であることを証明するもの(運転免許証,学生証,健康保険証等)」を「自己の氏名及び住所を証明するもの」に改め、「(3)返還を受ける自転車を特定することができるもの(自転車の鍵,保証書等)」を削り、同様式2中「4,600円」を「5,000円」に、「本人であることを証明するもの(運転免許証,学生証,健康保険証等)」を「自己の氏名及び住所を証明するもの」に改め、「(3)返還を受ける原動機付自転車を特定することができるもの(原動機付自転車の鍵,保証書等)」を削る。

第4号様式及び第5号様式を削る。

第6号様式1注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、同様式2注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署

名」及び「㊟」を削り、同様式を第4号様式とする。

第7号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、同様式を第5号様式とする。

第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、同様式を第6号様式とする。

第9号様式を第7号様式とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする改正規定並びに第6号様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分、第7号様式注以外の部分並びに第8号様式注以外の部分の改正規定については、同年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に撤去された自転車又は原動機付自転車の撤去及び保管に要する費用については、なお従前の例による。

(建設局自転車政策推進室)